

『障害者の介護保障訴訟とは何か！』

藤岡 毅・長岡健太郎 著 現代書館 1,600円(本体)

のどが渴いたときに水を飲み、
おむつではなくトイレで排泄したい！

会員 佐々木 信夫 (61期)



1 基本的人権とは？

私は、司法試験に合格してからというもの、憲法の勉強をしなくなっていた。

司法研修所ではもっぱら、要件事実や刑事事実認定が課題であり、私に関してはそれらの課題をこなすことで精一杯であり、基本的人権とは何かなどと考えてみる時間もなかった。

私が弁護士になってからの日常業務においても、直接的に人権を意識する場面はそれほど多くはない。

しかし、弁護士の使命とはそもそも、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することにあるのだ。

このことを強烈に再認識させてくれるのが本書だ。

2 本書のリアリティー

本書は、障害者の介護保障請求権が憲法13条の個人の尊重・幸福追求権、14条の平等権、22条の居住移転の自由・移動の自由、25条の生存権を根拠とすることを詳説し、障害者の介護保障が裁判を通じての苦闘により獲得されていく過程を、リアリティー溢れるドキュメンタリーとして示してくれる。

本書で主に紹介されている裁判は、障害者の移動介護保障をめぐる第一次・第二次鈴木訴訟と、24時間介護保障を求めた和歌山ALS訴訟であり、他の事件も適宜紹介されている。

本書においては、障害者は黙って大人しく家でテレビでも見ていなさいと言わんばかりの行政側の対応など、現代でもなおこのような不条理が存在していたのかと驚きと憤懣を覚えさせられる場面が多々出てくる。

しかし、これらの不条理を、裁判等の手続を通じて徐々に確実に変革していくストーリーは、従前障害者問題に関心の薄かった弁護士であっても、心地よい感

動が味わえるはずだ。

3 ヒューマニズム(人道主義)を感じる

本書の著者は、障害と人権全国弁護士ネットの会員であり、介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネットを立ち上げるなど、障害者問題に精力的に活動する2人の弁護士である。

本書は、弁護士の書いた本であり、読者も法律の素養がある者を対象にしているらしく、基本的に法律論と裁判経過の報告で構成され、客観的記述が中心となっている。

したがって、弁護士向けのハウツーものとしても十分に使い勝手良く出来ていると思う。

しかし、本書のハウツー的記述よりも大切なのは、本書から伝わってくる筆者たちのヒューマンな思いである。

それは、「のどが渴いたときに水を飲み、おむつではなくトイレで排泄したい、夜にぐっすり眠りたい、たまには外出して友達と会いたい、施設ではなく自宅で暮らしたい」との人間として当たり前の願いが我儘であると言えるのか、という強烈な問題提起となって繰り返されている。

この問いを筆者たちは、障害者やその家族、支援者の方たちを主役として位置付け、自分たちを脇役として位置付けながら、あくまでも謙虚に、かつ、パッションを以て伝えようとしている。

しかし、筆者たちのそのような謙虚な姿勢にかかわらず、本書は我々に対して基本的人権とはなにか、それはどのように達成されるべきなのかという、根源的な問いを強く投げかけてくれる。

みなさまもご一読されることをお薦めする。